

「がん登録等の推進に関する法律」における診療所指定等取扱要領

「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号。以下、「法」という。）第 6 条第 1 項に基づく届出は、病院および指定された診療所が行うこととされており、当該診療所の指定については都道府県知事が行うこととされていることから、法及びがん登録等の推進に関する法律施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 137 号）に定めるところによるほか、この要領により行う。

第 1 診療所からの指定申請について

指定を受けようとする診療所の開設者は、届出を開始しようとする年の前年の 1 月 10 日までに、当該診療所に関する事項を記載した申請書（様式 1）を和歌山県知事に提出する。

第 2 診療所の指定について

指定は、各年 1 月 1 日付けでまとめて実施し、年途中の指定は行わない。指定した診療所には指定した旨を通知する。

第 3 指定期間について

指定期間の制限はないものとし、指定を受けた診療所の辞退又は和歌山県知事による指定の取り消しが行われるまでは、当該指定の効果は継続する。

第 4 指定日と届出義務の発生する対象の関係について

指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

第 5 指定を受けていない診療所からの届出の取扱について

和歌山県知事は、指定を受けていない診療所からの届出は受理しない。

また、厚生労働大臣は死亡者新規がん情報が判明した場合には、当該情報に係る調査のため法第 14 条に基づき和歌山県知事に通知することとされているが、指定を受けていない診療所からの患者情報は、当該調査の対象外となることから、本県においても当該調査は実施しない。

第 6 診療所の指定後の変更事項について

指定を受けた診療所の開設者は、申請した事項について変更が生じたときは、変更届（様式 2）を和歌山県知事に提出する。

第 7 診療所の指定辞退について

指定を辞退しようとする診療所の開設者は、辞退届（様式 3）を和歌山県知事に提出する。

附 則

この取扱いは、平成 27 年 9 月 18 日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)
診療所の所在地

診療所の名称

開設者の住所
(法人の場合は所在地)
開設者の氏名
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

全国がん登録における指定申請書

がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項の規定による診療所として、指定されたいので申請します。

なお、指定の上は法第6条第1項の規定による届出及び法第6条第5項の規定の定めるところに従い、法の規定による一切の事項を守ります。

記

地方厚生（支）局が指定する 保険医療機関コード	
診療所の名称	* 申請者欄の診療所と同一の場合は記入不要です。
標榜する診療科目	
診療所の開設者の氏名 (法人の場合は代表者の氏名)	(自署) 印

(様式2)

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)
診療所の所在地

診療所の名称

開設者の住所
(法人の場合は所在地)

開設者の氏名
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

全国がん登録における指定変更届

がん登録等の推進に関する法律第6条第2項の規定による診療所の指定について、下記のとおり変更事項が生じたので届出します。

記

地方厚生(支)局が指定する 保険医療機関コード			
診療所	所在地	<input type="checkbox"/>	
	名称	<input type="checkbox"/>	
開設者	住所	<input type="checkbox"/>	
	氏名又は名称	<input type="checkbox"/>	
標榜する診療科目		<input type="checkbox"/>	
診療所の開設者の氏名 (法人の場合は代表者の氏名)		(自署)	⑩

※ 変更がある事項の□の中にレ印を記載ください。

(様式3)

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)
診療所の所在地

診療所の名称

開設者の住所
(法人の場合は所在地)
開設者の氏名
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

全国がん登録における指定診療所の辞退届

がん登録等の推進に関する法律第6条第4項の規定により指定診療所の指定を辞退したいので、届出します。

記

地方厚生（支）局が指定する 保険医療機関コード	
診療所の名称	* 申請者欄の診療所と同一の場合は記入不要です。
標榜する診療科目	
診療所の開設者の氏名 (法人の場合は代表者の氏名)	(自署) ㊞